

黎明期の電燈事業（東京市内）における建柱架線に関する研究*

鈴木 悦朗**

By Etsuro Suzuki

概要

日本における電燈事業は明治15年に東京電燈會社が創立願を内務卿に提出したことに始まる。東京市内では明治22年に多くの電燈事業者（品川電燈、日本電燈、深川電燈、帝国電燈、洲崎電燈）が会社創設願いを東京府に申請した。道路上の建柱架線許可権限を有する警視庁と会社設立許可権限を有する東京府は、各事業者の営業区域規定について協議をおこなった。とりわけ日本電燈の創立では多くの事業者と供給区域が重複し、東京府知事の斡旋によって東京電燈と合併され決着をみた。こうしたなかで地上線に係る営業区域が確定したため、後発の洲崎電燈では地中線方式でしか創立許可を得られなかった。

1. はじめに

国が供給用の電柱・架空線を本格的に撤去し地中化するのには、1986（昭和61）年に始まる電線類地中化事業からである。その後、電線類地中化事業は4期にわたり実施され、現在は5期目の無電柱化推進事業（平成17～20年）が進行中である。事業名が電線類地中化事業から無電柱化推進事業に変更されたのは、地中化事業ばかりでなく軒下配線など通りから電柱・架空線を見えなくする手法も地中化と同列に扱うことになったためである。

このように日本中の道路に張り巡らされた架空線であるが、黎明期の電燈事業（東京市内）について論究した文献もわずかに岡本拓司の「創始期の電燈事業—東京府の例を中心に」⁽¹⁾の論文があるに過ぎない。このため明治初期の東京市内における建柱架線の実態がよく分からない状況にあった。

本論は明治初期における黎明期の電燈事業（東京市内）における建柱架線についてその経緯と実態をあきらかにすることを目的にする。

研究に使用した主な資料は、東京電燈會社に関するものに「東京府公文書」^{1) 2) 3)}「考課状」^{10) 11) 12) 13)}「東京電燈半季報告」^{16) 17)}、日本電燈會社に関するものに「東京府公文書」^{6) 7)}などがある。

2. 最初の電燈事業と許認可

(1). 東京電燈會社の創立

日本における電燈事業は、1882（明治15）年3月18日

付で矢島作郎他5名の発起人が東京電燈會社（以下、東京電燈）の「電燈會社創立願書」¹⁾を内務卿・山田顕義あてに提出したことに始まる。

これに対し東京府は初めての電燈事業を、「本邦未曾有ノ事業ト雖トモ早晩之ヲ利用創設スヘキ論ヲ俟タサル筋ト被レ存」と認めはしたが、「書面願ノ趣ハ實際起工スヘキ計畫方法及會社々則等詳細申出ルニ非ラサレハ何分ノ詮議難及候事」と、書類の不備を盾にして申請を却下した。

その際、東京府は但書きで「本書ノ趣ハ内務省ヘ可レ願出限ニ無シ之候間、當廳より及レ指令ノ候事」とし、内務省ではなく東京府で処理すると通知した。

また、「右會社創立ノ義直々内務省ヘ願出度申出候ニ付」とも記していて、東京電燈発起人が事前に内務省と下交渉をおこなっていたことを伺わせている。そのうえで電燈會社を、「首トシテ道路上ニ關係ヲ生シ候管ト被レ相考ノ候間、十三年當廳甲第廿一號布達道路ニ關スル會社ト認メ」とした。

東京府布達・甲第貳拾壹號（明治13年3月22日）では「條例規則ノ限ニ非ル諸會社設立ノ儀當廳ヘ出願致来候」と規定しており、道路上に建柱架線する電燈會社は「水陸運輸ニ係ル會社」にみなされた。

そのため東京電燈は、「電気燈建設起工着手ノ順序」と「電気燈説明概略附試験電気燈費豫算」を添え、東京府知事・芳川顯正あてに「電気燈建設願」²⁾（明治15年6月26日付）を提出した。

東京電燈は東京府が却下理由にした書面を添え、「實際起工スヘキ計畫方及ヒ會社々則詳細申調可願出旨御指令相成候ニ付、乃チ尚ホ再案審議ヲ竭シ、今般別紙實際起工順序方法書并ニ高燈圖面相添テ再願候」と述べた。

keyword: 日本電燈會社、営業区域規定、建柱架線

**正会員 工博 (株)新洲

(〒520-3015 栗東市安養寺一丁目1-24)

しかしながら東京電燈に対する東京府の許可はその後、1883（明治16）年1月27日まで7ヶ月もの間、下附されることはなかった。このため東京電燈はしびれを切らし再度、東京府知事・芳川顯正あてに「電燈會社創立願」³⁾（明治15年12月14日付）を提出した。

東京府は決裁文において、「道路并ニ瓦斯燈ニ關係アルヲ以內務省へ稟議シ、同省指令敷地官有地ニ係ルモノハ伺出候趣旨ニ基キ、此事件ハ街路取締規則ニ依ラス、先以府廳へ願出サセ候様警視廳へ照會中ニ有レ之候」と述べた。

東京府は電燈事業が瓦斯燈事業に關係することを考慮し、内務省へ稟議した。さらに「府廳ニテ取設ラレタル瓦斯燈ハ其經濟府民一般ニ關係候義ニ付、目下瓦斯燈アル街路区域内、此電燈ヲ建設スル事ハ篤ク御詮議ヲ被レ盡候上ナラデハ御許可難ニ相成ニ義ト存候」と述べた。東京府は道路上における電燈柱建設の許可権限を有する警視庁に対し、瓦斯燈が設置されている区域を考慮するように求めた。

このような経過を経て1883（明治16）年2月15日、東京電燈は「書面會社設立願之趣ハ、追而一般ノ條例制定相成候迄相對ニ任セ候也」という指令を受け、念願の會社設立を認められた。最初の申請から約11ヶ月後のことであった。

東京府は但書きで、「電燈建設ノ義ハ、敷地官有地ニ係ルモノハ前以當廳へ願出許可ヲ請ケ候後起工候義与可心得事」と申し添えた。東京府は内務省の指令に基づき、官有地の電柱建設に関する事務を扱うことになった。

(2)、瓦斯燈との関係

明治初期の東京における瓦斯燈の設置位置²⁾については図面がなく、わずかに東京ガス株式会社・史料館の「東京瓦斯燈市街地理簡図絵」や銀座煉瓦街の写真に瓦斯燈が写っている程度である。

また東京都公文書館所蔵の「會議所伺」⁴⁾にも、わずかに「京橋以南、点燈八十五基」と記載されているに過ぎない。

このように道路上における瓦斯燈の設置位置に定かなものがないため、警視庁が電燈柱の設置位置をどのように許可し、瓦斯燈との関係をどう調整しようとしたのか判然としない。

2、後発電燈事業者の大挙出現

(1)、品川電燈會社の設立

1889（明治22）年6月1日、盒田孝他3名の発起人が供給区域を芝区に限定した「品川電燈會社創立願書」⁵⁾を東京府知事あてに提出した。東京府から照会（明治22年6月5日付）を受けた警視庁は、「右ハ當廳ニ於テ支障無レ之候條、此段御回答ニ候也」と伝えた。

この結果、品川電燈會社（以下、品川電燈）の創立願いは東京電燈の場合と異なり、申請からわずか2週間後

の6月14日に下府された。

(2)、日本電燈會社の設立願と留置き

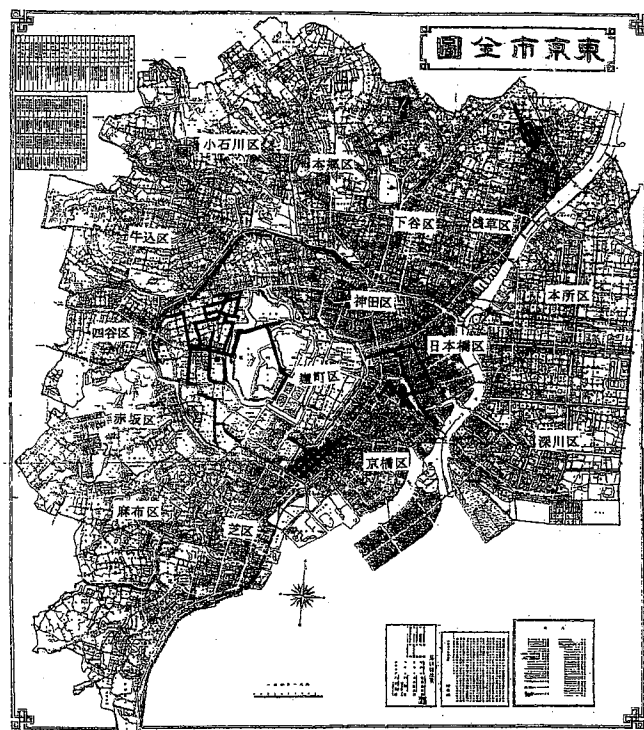
日本電燈會社³⁾（以下、日本電燈）に関する公文書は、残念ながら国立公文書館にも東京都公文書館にも全く存在しない。このことが日本電燈を「幻の電燈會社」と云わしめる所以であるが、『商工政策史』⁶⁾によれば「明治22年4月、別に日本電燈會社が設立され、東京府に認可を申請した」と記されている。

また明治23年1月24日の時事新聞には、「東京にて品川電燈會社及び日本電燈會社相ついで起り」と記されていて、品川電燈に次いで設立願いが提出されたとなっている。

このように日本電燈の設立年月日は定かでないが、供給区域は品川電燈會社（以下、品川電燈）の設立願いから伺い知ることができる。

「品川電燈會社創立願書」⁷⁾に対する警視庁の回答書（明治22年10月5日付）には、「先般日本電燈會社ヨリ出願、現今留置ニ係ル本郷・牛込兩區内亘ル建柱架線之儀」という一文がある。このことから日本電燈の供給区域には本郷・牛込兩區が含まれていたことと、建柱架線を警視庁が認めなかったことが分かる。警視庁が留置したのは、後述する帝國電燈會社（以下、帝國電燈）の供給区域（本郷）と重複したことにあった。

また筆者が東京府公文書「往復録」や東京電燈「考課状」に基づき作成した建柱架線実績（図一1：明治20～22年）を見ても、東京電燈に本郷・牛込における建柱架線実績はない。



図一1 東京電燈 建柱架線図（明治20～22年）
（作成：鈴木悦朗 出典先 東京府「往復録」、東京電燈「考課状」）

東京府は「深川電燈會社設立ノ件ニ付再照會按」⁷⁾ (同年10月8日付)において、「營業區畫規定ノ協議中ニ付、確定候迄其設立ハ許可セサル様御回答之趣了承致候」と警視庁に伝えた。東京府は警視庁の求めに応じ、日本電燈の設立許可を見合わせた。

警視庁は東京府が日本電燈の設立を許可すれば続いて建柱架線を求めることは必然であり、警視庁が電柱建設を許可しないと無用の混乱を招くことになる。このため建柱架線を認め難い状況にある日本電燈の申請について、会社設立を東京府に認めないよう求めたのであった。

警視庁は再照会に対する回答書(同年10月19日付)において、「本所區内ニ架線ノ計画有之日本電燈會社ト該社ト架線上ノ紛議ヲ生スル等ノ虞無之」とも述べている。日本電燈は本郷・牛込両区のみならず隅田川を隔てた本所区も加えた広範囲で電燈事業を営むつもりであった。

本所区で建柱架線計画をもっていたもう一社について時事新聞(明治22年7月2日)は、「安田善次郎氏其他数名の諸氏も、資本金十萬圓にて兩國橋際に一つの電気局を設置せんと昨今準備中なりと云ふ」と報じている。

こうしたことから東京府の公文書に日本電燈の設立案件が見当たらないのは、設立を留置かれた状態で後述する東京電燈との合併話があり、公文書にその名を留めているためと判断される。

(3). 深川電燈会社の設立

同年9月2日、生島一徳他4名の発起人は供給区域を深川区に限定した「深川電燈會社創立願書」⁷⁾を東京府知事あてに提出した。警視庁は東京府の照会(明治22年10月3日付)に対し、「該區内ハ他之同業者より出願も無之場所ニ付、之カ許可ヲ與フヘキモノトスルトキハ、先般日本電燈會社ヨリ出願、現今留置ニ係ル本郷・牛込兩區内ニ亘ル建柱架線之儀モ自然之レカ許可ヲ與ヘサルヲ得サル」(明治22年10月5日付)と述べ、營業區域規定を定めるまで深川電燈の許可を認めないとした。

東京府は再度「深川電燈會社設立ノ件ニ付再照會按」⁷⁾(同年10月8日付)を警視庁に出し、「該社設立差許候テモ御差支無之候哉、此段重テ及御照會候也」と許可を求めた。警視庁は回答書(同年10月19日付)において「日本電燈會社ト該社ト架線上ノ紛議ヲ生スル等ノ虞無之ニ於テハ御許可可相成候共當應ニ於テ支障無之候」と回答した。

東京府は警視庁の回答を受け日本電燈に深川区への電柱延伸を確かめた結果、「日本電燈會社深川区へ延長ノ義ハ今ニ何等ノ申出モ無之ニ付、支障ナキモノト認メ」、申請から約1ヶ月後の10月3日に会社設立を許可された。

また東京府は許可書において、「但、電柱建設區域ノ義ハ、其都度警視廳ノ許可ヲ受クヘキ義ト心得ヘシ」と但書きを入れ、深川電燈の建柱架線区域について注意を払った。

(4). 帝國電燈會社の設立

同年11月2日、青木金七他8名の発起人は各府県を供給区域にした「帝國電燈會社創設願」⁸⁾を東京府知事あてに提出した。

ところが帝國電燈の創立にあたっては、營業區域の協議が影を落としていた。

東京府の決裁書における理由には、「本願ハ曩ニ下谷・本郷・四谷・赤坂ノ四區内ニ於テ營業ヲ爲サントスルモノニ有之、然ルニ」とあり、過去に帝國電燈が市内4区を供給区域にした創立願を提出していたことを明らかにしている。

ところが「目下各電燈會社營業區域ニ關シ詮議中ナルヲ以テ右處分見合置候」と東京府が創立許可を見合わせたため、「今般前願書ト別紙ト引換申出、新書面ニ據レハ…各府縣下官民ノ需要ニ應シ營業ヲ爲スノ計畫ニシテ」設立許可を求めた。帝國電燈は營業區域を東京市内から各府県という表現に変えて創立許可を得ようとした。

東京府は東京市内でも営業しようという様相が帝國電燈にみえるためその真偽を確かめようとし、「願人ノ内得能通要ニ就キ一應相尋タル處、果シテ書面ノ通ニ有之」であったとし、「然ルトキハ詮議中ノ營業區域ニ關係無之ニ付差許シ候テモ差支無之ト思考ス」と結論づけた。帝國電燈は東京府から「會社設立ノ件、追テ一般ノ會社條例制定迄人民ノ相對ニ任ス」(同年12月10日付)という指令を受け、会社設立を認められた。

(5). 洲崎電燈會社の設立

同年11月14日、中村道太他6名の発起人が深川区の深川洲崎遊廓と最寄りの需要者に電燈供給する、「洲崎電燈會社設立願」⁹⁾を提出したが、營業區域規定の協議を理由に洲崎電燈會社(以下、洲崎電燈)の設立は見送られた。

その後、東京府と警視庁の協議がまとまったが深川電燈との関係から洲崎電燈に地上線の營業區域が認められなかったため、洲崎電燈は東京府へ「地中線ニ変更届」(明治23年5月29日付)を提出し、設立許可を求めた。これに対し東京府は、発起人達へ「地中線敷設ノ義ハ警視庁ノ主管付同庁へ出願シ、何分ノ指令アリシ上其旨当庁へ申出ヘシ」として差し戻した。

発起人達は警視庁に出頭し指導を受けたのち、東京府へ「洲崎電燈會社創立御認可追願理由書」⁹⁾(明治23年6月13日付)を提出した。東京府は決裁「洲崎電燈會社設立追願ノ件」(明治23年6月17日付)で、「本願ハ開届クモノトシ、会社定款中ハ電燈ハ地中線ノ外他ノ方法ニ抛ラサルノ主意ヲ明記セシムルモノトス」と述べ、地中線方式を定款に明記することが許可条件であるとした。

このため発起人達は「洲崎電燈會社定款」第三条に但書きを入れ、「電燈導線ハ完全ナル地中線ノ法ヲ以テシ、他ノ方法ニ依ラサルモノトス」と明記した。

こうした経緯を経て警視庁は、「本件地中線地上架線

義当庁於支障無之、此段及御回答候也」と東京府へ伝えた。洲崎電燈の設立は申請から9ヶ月近く経った1890（明治23）年8月2日に東京府から与えられた。

表一 各電燈会社の設立時期
（作成：鈴木悦朗 出所先：東京府公文書）

会社名	設立年月日
東京電燈會社	明治16年 2月15日
品川電燈會社	明治22年 6月14日
日本電燈會社	不詳
深川電燈會社	明治22年10月 3日
帝國電燈會社	明治22年12月10日
洲崎電燈會社	明治23年 8月 2日

3. 各事業者における営業区域

(1). 東京電燈の営業区域

東京電燈が提出した「電燈會社創立願」¹⁾（明治15年3月）には、「東京府全都電氣燈布設方法」が添付されていた。そこには、「第一區ハ築地又ハ越前堀邊へ機械場ヲ設ケ、此處ヨリ銅線ヲ通シ深川兩國以西萬歳橋以南日本橋芝ノ諸區ヲ經テ品川宿ニ達シ、第二區ハ上野へ機械場ヲ設ケ、此處ヨリ本郷下谷浅草諸區ヲ始メ吉原迄ニ達シ、第三區ハ之ヲ九段又ハ番町ニ設ケテ、神田麹町赤坂四谷新宿及ビ麻布ノ一部ニ至ルベシ」と記されており、東京の主だったところが供給の対象地になっていた。

しかしながら実際に東京電燈が電燈局⁽⁴⁾を設置し架線工事に着手したのは、會社設立から3年経った明治19年になってからである。

東京電燈の「第三回考課状」¹⁰⁾（明治20年下半期）には、「第二電燈局南茅場町ハ十一月廿一日ヨリ點火セリ」とあり、明治20年になってようやく最初の電燈局が日本橋に開設された。日本橋は東京市内でも一番の中心地であり電燈需要家も多く、電燈供給に適していた。

「第五回考課状」¹¹⁾（明治21年下半期）には、「七月五日ヨリ第一電燈局区域内ノ需望家ニ應シテ點燈ヲ始メタリ…十月一日第五電燈局ノ工事ヲ完結シ吉原廓内其他ノ需望家ニ應シテ點燈ヲ始メ…十二月廿五日ヨリ第三電燈局区内ノ需望ニ應シテ點燈ヲ始メ」とある。明治21年後半になってようやく麹町（第一電燈局）・京橋（第三電燈局）・北豊島郡千束村（第五電燈局）の3ヶ所に電燈局が開設された。第一電燈局は皇居、第三電燈局は銀座煉瓦街、第五電燈局は吉原遊廓を主だった供給先にした（図-2、表-2）。

「第六回考課状」¹²⁾（明治22年上半期）では、「第四第六第七第八第九第十ノ各局ヲ麻布神田下谷浅草芝等へ順次ニ設置ノ計畫ヲ實施セント欲シ爲メニ資本増募等ノ

豫算ヲ立テ各區ニ線路ノ位置ヲ定シ支局建築ノ地所ヲ探求中」と報告された。東京電燈は麻布・神田・下谷・浅草・芝区などへの電燈供給計画を持っていたものの、資金面から実施されずにいた。

「第七回考課状」¹³⁾（明治22年下半期）では、「第四（神田）第十（麻布）ノ兩局モ建築工事完了シ計畫中」とある。明治22年下半期になって神田・麻布両区の電燈局建築工事が終わった。

また東京電燈の「電柱建設并ニ電燈線路延長願」¹⁴⁾に対する警視庁の回答書（明治22年10月21日付）では、「該社ノ既設線多分ヲ占メ居候ニ付勢ヒ同社ノ營業區ニ定メサルヲ得サル」と述べている。警視庁は営業区域を検討するにあたり、先行している事業者の電柱架線延伸を優先した。

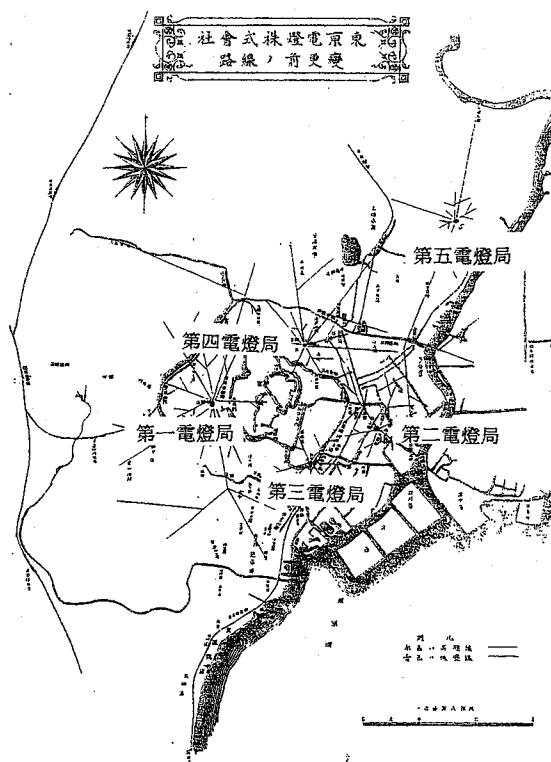


図-2 東京電燈 電燈局配置図
（出典先：電氣之友 第95号）

表一 東京電燈 電燈局一覧
（作成：鈴木悦朗 出所先：東京電燈會社「考課状」）

電燈局名	所在地	落成年月日
第一電燈局	麹町区麹町一丁目	明治21年 7月 5日
第二電燈局	日本橋区南茅場町	明治20年11月21日
第三電燈局	京橋区新肴町	明治21年12月25日
第四電燈局	神田区錦町	不詳
第五電燈局	北豊島郡千束村	明治21年10月 1日

(2). 東京電燈と日本電燈との合併と営業区域

東京府知事・高崎五六は各電燈事業者の営業区域が重複したことを憂慮し、東京電燈と日本電燈の合併幹旋に乗り出した。東京電燈の「第七回考課状」¹³⁾には、「此兩社ヲシテ合併セントスルノ根源ハ東京府知事ノ勸告ニ基因シタルモノナリ」と記されている。それほどに日本電燈が求める営業区域は他社の営業区域と重複していたし、他社の会社創立にも影響していた。

東京府知事の幹旋を受けた東京電燈は臨時株主総会（明治22年12月14日）を開き、「日本電燈會社ト合併セントスル條ハ異議ナシト社名ヲ更ニ撰定セントスルカ如キ一モ彼レヨリ譲ル處ナシトノ議多数」として、合併条件（六ヶ条）のうち第二条（日本電燈株金）・第三条（株金の拂込）・第五条（新会社名）の三ヶ条について修正をおこなった。

日本電燈會社でも、「合併ノ大體ニ於テ異議ナキモ我カ修正ノ議決ニハ應シ難シト決定シ互ニ相容レサル」としたものの、合併条件の修正には応じられなかった。

このため「府知事ヨリ神田日本橋本所ノ三區長立會ヲ以テ頗ル懇切ノ勸諭アリタリ茲チ以テ互ニ歩ヲ譲ルノ按ヲ建テ」、東京電燈では総会（12月26日）を開き「衆議原按ニ可決セリ」となったが、日本電燈では納得せず合併は宙に浮いた。

東京府知事が三たび「該社ヘ懇諭」し、ようやく合併の運びになった。

こうした東京府知事の度重なる尽力により東京電燈と日本電燈は、「兩社合併願書」¹⁵⁾（明治23年1月13日付）を東京府に提出した。両者は「東京市内ノ神田、日本橋、京橋、下谷、浅草、本郷、小石川、牛込、本所、麹町、赤坂、四谷、麻布、芝ノ各區一圓ヲ區域トナシ營業仕度」と、深川区を除いた市内14区を営業区域として申請した。

東京府はこの合併願書について警視庁へ照会することもなく、「府下神田區外十三區内ニ於テ營業致度旨別紙寫ノ通願出候處、別段差支之廉無之ニ付、聞置候間、右様御承知有之度、此段及御通牒候也」と、通知に止めた。

また「會社合併營業願之義ニ付指令案」（明治23年1月14日）の決裁理由として、「文章上ニ就キ解釋ヲ下スニ、此區域内ニ於テ營業セントスルノ目的ニシテ專業セントスルノ意ニアラサルニ付、別段差支筋無之、因テ本案ノ指令ヲ付ス」とも述べた。

東京府は「營業」の対比としての「專業」¹⁴⁾という表現を用い、新会社が供給区域を独占するものではなく營業するのであるから、許可しても差し支えないとした。

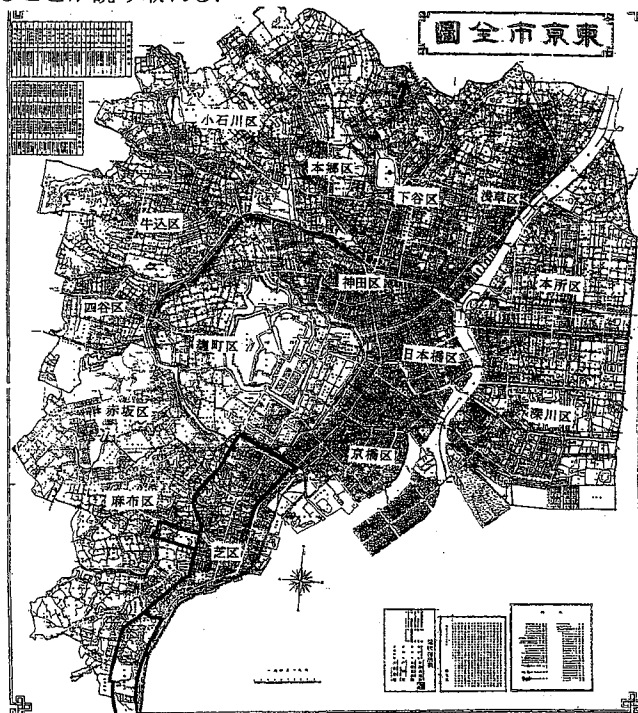
こうして東京府は「府下神田區外十三區内ニ於テ營業願之件聞置ク」（同年1月15日）と、両社の合併と営業区域の変更を認めた。

(3). 品川電燈の営業区域

品川電燈の「電燈線延伸願」¹⁵⁾について、東京府が市

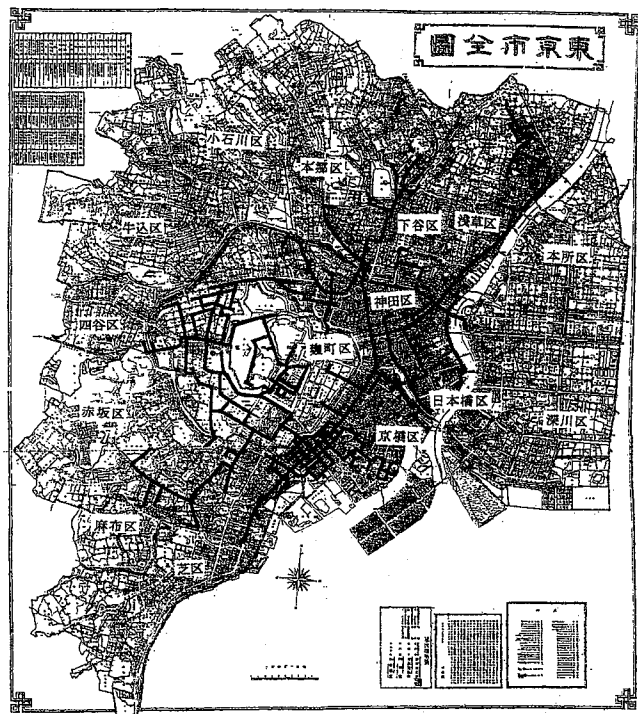
参事会へ諮問した文書（明治22年12月5日付）には、「本願ハ金杉川巴南則品川電燈會社区域内ニ有之候」と記されている。

品川電燈の「創立願書」⁵⁾には具体的な電柱建設路線が示されていて、この電柱建設街路之區域（第一～第五）をトレースした電燈供給区域図（図一3）を作成したところ、品川電燈が申請した営業区域内における申請であることが読み取れる。



図一3 品川電燈 電柱建設街路之區域図

（作成：鈴木悦朗 出所先：明治22年願伺屈録）



図一4 既設ノ線路図

（作成：鈴木悦朗 出所先：東京電燈會社第11回半季報告）

ところが「東京電燈會社第十一回半季報告」¹⁶⁾に添付された「既設ノ線路現在ノ燈數図面」(図一4)の復元図をみると、麻布飯倉町付近で明らかに東京電燈と品川電燈の電柱建設路線が重複している。

「東京電燈會社第十回半季報告」¹⁷⁾(明治24年上半期)には、「五月六日品川電燈會社ト契約ヲ結ヒ本社營業區域中ナル麻布區飯倉町森下町ヘ一時電燈線ヲ架設スルヲ承諾」とあり、麻布區飯倉町付近は東京電燈の營業區域内であるとされている。遅くとも明治24年5月には、東京府と警視庁の間で難航した營業區域規定が決着し、麻布區飯倉町は東京電燈の營業區域になった。

(4)、帝國電燈の營業區域

帝國電燈は東京府下で營業をしないことで東京府から会社創立の許可を得たが、表一3のように明治26年には麻布・赤坂・四谷の3区で電燈事業を営んでいる。

明治23年2月に修正された帝國電燈定款¹⁸⁾では、本社が下谷区から麻布區に移されている。帝國電燈に配慮した營業區域規定が策定され、その結果、帝國電燈が本社を移し麻布・赤坂・四谷で事業をおこなったとしか考えられない。

表一3 麻布・赤坂・四谷区における電燈供給実績
(出所先：東京市統計年表)

区名	明治24年	明治25年	明治26年
麻布			53
赤坂			37
四谷			89

4. 營業區域規定

(1). 東京府と警視庁の協議

電燈事業者間の營業區域が問題になったのは、品川電燈が設立された後である。

「深川電燈會社創立願書」⁷⁾に対する警視庁の回答書(明治22年10月5日付)には、「先二貴廳ヨリノ御照會ニ基キ貴廳第一部長ト當廳第一局長ト協議中ノ營業區畫規定之義モ終二行ハレ難キ場合ニ可至付」とある。

營業區画規定は東京府が警視庁に問い合わせ、双方が協議し決着させるものとした。このため營業區画規定が決着するまで、多くの事業者の設立許可が見合わせられた。

深川電燈會社設立ノ件ニ付再照會按」(同年10月8日付)では、「右區畫ノ規定ハ見合、他ノ方法ニ變更ノ事ニ猶昨七日協議ヲ遂ケ候」とある。ここに示された他の方法とは、電信電話柱に電燈線を添架することであったと考えられる。

それは再照会に対する警視庁の回答書(同年10月19日付)のなかに、「右協議之主旨ハ通信省工務局長ヘ内付合候二、一柱ニ只架線之義ハ電氣ノ作用上ニ障碍ヲ生シ、實際行ヒ難キ趣確答有之候。就テハ一兩日中再御協議ノ上、最前協議之區畫規定ノ事ニ取極ルノ外他ニ良手段モ無之」と記していることに表れている。

電信電話柱に電燈線を添架することは電氣的な障害から許されないと通信省が確答したことで、東京府と警視庁は最前協議した營業區域規定の方法しか重複申請を解く術がないものと覚悟した。

「帝國電燈會社設立願ノ義ニ付指令按」(明治22年12月10日付)では、「目下各電燈會社營業區域ニ關シ詮議中ナルヲ以」とあり、明治22年12月時点では最終結論が得られていない。

東京電燈と日本電燈はの「兩社合併營業願之義ニ付指令案」¹⁴⁾(明治23年1月15日付)では、「畢竟此區域内ニ於テ營業セントスルノ目的ニシテ專業セントスルノ意ニアラサルニ付、別段差支筋無之」とある。兩社の營業區域は14区にも及んだため、他の電燈會社と營業區域が確かに重複した。それでも東京府は理由書において、專業でないから差し支えないとした。このため協議された營業區域規定には、重複を承認した区とか建柱架線區域の済み分けをした区などがあったものと推察される。

洲崎電燈の「会社設立ニ付指令按」(明治23年8月2日付)では、「右ハ曩ニ他ノ電燈會社ヘ夫々營業區域ヲ定ラルノ際御協議相成タルハ專地上線ノミニ関スル義ト存候」とあり、明治23年8月には地上線による營業區域規定が決着していた。このため洲崎電燈には、深川區の地上線による營業區域が認められなかった。

東京電燈と日本電燈の合併新会社が深川區を營業區域にしなかったのは、深川區では營業區域規定により地上線方式で事業実施ができないことを承知していたためと考えられる。

(2). 營業區域規定後の電燈事業

東京市内15区における營業區域が定められた結果、新規参入者にとって地上線方式を用いることは極めて難しいものになった。

このため東京電氣鐵道が「電燈並電力事業兼營二関スル部分變更願」¹⁹⁾(1903年8月10日付)を提出するまで、東京市内での新規事業者は現れていない。さらに事業區域變更の許可にあたっては、通信省から附帯命令制度による地中線方式が義務づけられた⁶⁾。

洲崎電燈に始まり東京電氣鐵道會社(後に東京市電氣局)さらに日本電燈株式會社と続く地中線方式による電燈事業は決して景觀に配慮してなされたものではなかった。その原点は東京府と警視庁による營業區域規定にあったと云える。

5. まとめ

いままでに述べてきたことを要約する。

- (1) 東京市内における黎明期の電燈事業では明治22年に多くの事業者が設立許可を求めた。特に本郷区と本所区さらに深川区において事業者が重複した。このため東京府と警視庁は重複を調整する必要に迫られ、営業区域規定を定めることにした。
- (2) 明治22年に設立された電燈会社のうち、帝國電燈は最初の申請区域が日本電燈と本郷区において重複したため許可を留置された。
- (3) 東京市内の電燈事業における最初の地中線方式は洲崎電燈に与えられた許可条件であったが、これは東京府と警視庁が取りまとめた営業区域規定に従ったものであった。地中線方式は景観に配慮されたものではなかった。
- (4) 多くの書物に記された会社の概要が異なる日本電燈であるが、東京府の公文書では本郷・牛込さらに隅田川を挟んだ本所などを供給区域とする会社設立を求めていた。このため他の事業者と営業区域が重複し、営業区域を調整する必要性から会社設立を留置された。

今後は営業区域規定が定められた後でも区によって重複して事業が実施されていることについて、事業者間の契約によるものかそれとも区のなかで地域を分離して認めたことによるものか研究をおこないたい。

謝辞

本論の作成にあたっては、東京電力(株)「電気の史料館」のご協力により東京電燈に関する貴重な史料の提供を受けました。こうした貴重な史料なくしては本研究をなし得ませんでした。ここに感謝の意を表します。

(補注)

- (1) 岡本拓司「創始期の電燈事業 東京府の例を中心に」は『電気学会研究会資料 電気技術史研究会』pp.19～24 (HEE-99-10～20:1999年9月8日)に納められている。
岡本論文は筆者と同じ一次資料に依拠しているものの、多くの点で筆者と見解を異にしている。
- (2) 瓦斯燈の設置位置については、藤森照信著『明治の東京計画』(1990年)図版一覧のなかの「銀座煉瓦街復元図」に、ガス灯の位置が示されている。
また銀座煉瓦街へ設置された東京電燈の電柱設置位置については、東京都公文書館所蔵「明治21年往復録 警視庁3」に電燈線延伸之義としての地図がある。
このことから瓦斯燈柱と電燈柱の設置位置を比較することは可能であるが、筆者が調べた限りでは瓦斯燈の位置を確認できるものが一次資料になかったため、あえて触れなかった。
- (3) 日本電燈会社については、『関東の電気事業と東京

電力』『明治工業史』『東京電燈株式会社五十年史』『商工政策史』『日本電気事業発達史 前編』『通信事業史』において、様々な記述がなされている。これらの書物において記された内容を記す。

『関東の電気事業と東京電力』(2002年3月) p.32には、「日本橋区、本所区を営業区域とする日本電燈が認可申請するにいたって、無秩序な競争を恐れた東京府は、同社に対して東京電燈との合併を斡旋した」と記されている(注:公文書にない記述あり)。

『明治工業史』(電気篇) pp.323～324には、「東京電燈会社は同じ区域内にて計畫せられたる日本電燈会社(開業に至らず)と自然競争の状態にありしが明治23年之と合併」と記されている(注:筆者の論述と同様に開業に至らず)。

『東京電燈株式会社五十年史』(1936年) p.47には、表で「開業年月日記載なし、区域を日本橋、本所方面」と記されている(注:公文書にない記述あり)。

『商工政策史 第24編 電気・ガス事業』(1979年) p.7には「営業区域は日本橋・神田・下谷・本所の四区で、日本橋及び神田の両区は、さきの東京電燈と重複して認可されたわけである」と記されている(注:公文書にない記述あり)。

『日本電気事業発達史 前編』 p.451には「未開業の日本電燈会社と合併」と記されている(筆者の論述と同様、未開業)。

『通信事業史』第六巻pp.8～9には、「明治23年に至り…日本電燈会社が設立せられた…営業区域は日本橋、神田、下谷、本所であった…後に本所の横綱に発電所を設け、電燈の供給を開始するに至った」と記されている(注:公文書にない記述あり)。

このように様々に述べられているが、日本電燈に関する公文書が見当たらないので、他業者の決裁に記された日本電燈の記載にある史実にもとづき論述。

- (4) 電燈局は火力発電所のことである。
- (5) 専業とは、「法律で認められた独占事業。国家が一定の個人や法人だけに経営を許可し、利益を独占させる企業」(日本国語大辞典 第二版)とある。これに従い、営業と専業について論述した。
- (6) 明治期後半から大正期にかけて地中線方式で実施された電燈事業については、筆者の「逓信省の附帯命令制度と東京市電気局における地中配電に関する研究」(土木史研究Vol.22, pp.21～26, 審査付論文)および「大正期の東京(市内15区)における地中配電に関する研究」(土木史研究 論文集Vol.24, pp.25～32)に詳述。

(参考文献)

- 1) 東京都公文書館所蔵, 会議録 会社 明治十五年
一月至三月
- 2) 東京都公文書館所蔵, 会議録 会社 明治十六年
一月至三月
- 3) 東京都公文書館所蔵, 会議録 会社 明治十五年
一月至三月
- 4) 東京都公文書館所蔵, 会議所伺 4巻の内2号
庶務課 明治6~7年
- 5) 東京都公文書館所蔵, 明治22年 願伺届録
会社規則 第2巻 農商課工務掛
- 6) 通商産業省編, 『商工政策史』第24巻,
商工政策史刊行会,p.7,1979年
- 7) 明治22年 願伺届録 会社規則 第5巻
農商課工務掛
- 8) 東京都公文書館所蔵, 明治22年 願伺届録
会社規則 第7巻 農商課工務掛
- 9) 東京都公文書館所蔵, 明治23年 庶政要録第18
農商掛ノ11 工部・会社定款規約4 第二課
- 10) 東京電燈會社, 「第三回考課状」, 発行所不詳 ,p.3,
発行年不詳
- 11) 東京電燈會社, 「第五回考課状」, 発行所不詳 ,p.2,
発行年不詳
- 12) 東京電燈會社, 「第六回考課状」, 発行所不詳 ,p.3,
発行年不詳
- 13) 東京電燈會社, 「第七回考課状」, 発行所不詳 ,p.7,
発行年不詳
- 14) 東京都公文書館所蔵, 明治22年 庶政要録 坤
土木課
- 15) 東京都公文書館所蔵, 明治22年 庶政要録 坤
土木課
- 16) 東京電燈會社, 「東京電燈會社第十一回半季報告」,
発行所不詳 ,頁なし, 発行年不詳
- 17) 東京電燈會社, 「東京電燈會社第十回半季報告」,
発行所不詳 ,p.12, 発行年不詳
- 18) 東京都公文書館所蔵, 明治23年 庶政要録第16
農商掛ノ9 工部・会社定款規約2 第二課
- 19) 市政検査委員会編, 『市電気事業検査資料 電燈編』,
p.5 発行年不詳